

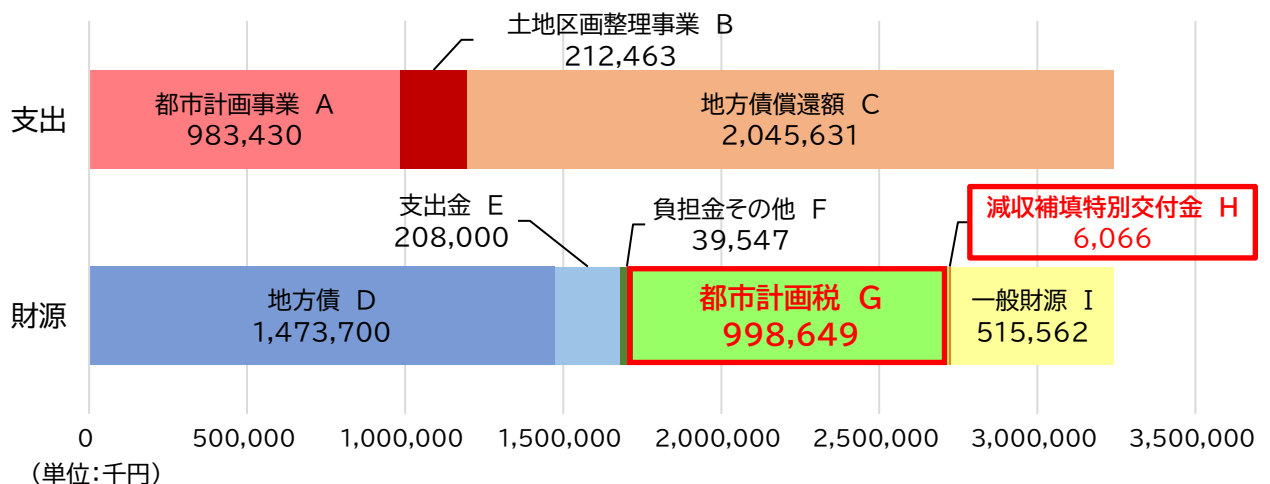
○ 令和3年度 都市計画税の使途について

都市計画税は、都市計画法第59条の規定による認可又は承認を受けて行う都市計画事業や、土地区画整理法第3条の規定に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和3年度の都市計画事業等の決算状況は、次のとおりです。

(単位:千円)

区分		令和3年度決算額
支出	都市計画事業 A	983,430
	街路	0
	公園	0
	下水道	983,430
	その他	0
	市街地開発事業	0
	土地区画整理事業 B	212,463
	地方債償還額 C	2,045,631
	元金	1,792,379
	都市計画事業	30,279
土地区画整理事業	220,600	
利子	2,373	
都市計画事業		
土地区画整理事業		
合計		3,241,524
財源	地方債 D	1,473,700
	支出金 E	208,000
	負担金その他 F	39,547
	都市計画税 G	998,649
	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 (都市計画税分) H	6,066
	一般財源 (A+B+C)-(D+E+F+G+H) I	515,562
	合計	3,241,524



【都市計画税を充当した主な事業】

都市計画事業 A

- ・下水道管布設工事
- ・汚水ポンプ場実施設計業務委託
- ・汚水ポンプ場工事請負費
- ・古利根川流域下水道建設負担金

土地区画整理事業 B

- ・換地処分通知書等作成業務委託
- ・清算金金額通知書等作成業務委託
- ・土地改良区除外決済金
- ・換地計画作成業務委託